

# えせ同和行為への対応について ～ 県所管団体向け～

平成31年4月19日

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

## 1 具体的対応の要点

えせ同和行為排除の対象となるのは、「行為そのもの」です。団体ではありません。不当な要求に対しては、別添「えせ同和行為対応の手引」を参考に、適切かつ毅然と対応してください。

また、法務省からも、えせ同和行為を排除するための情報が提供されていますので、併せてご確認ください。

法務省：「えせ同和行為」を排除するために

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken86.html>

なお、

- ・ 同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、  
横浜地方法務局 人権擁護課〔電話 045-641-7926〕に相談する。
  - ・ 恐喝等暴力行為が行われた、あるいは行われる危険性のある場合には、  
県警本部 暴力団対策課〔電話 0120-797049〕に相談する。
- など、具体的な対応の検討をお勧めします。

## 2 同和団体について

県が人権・同和施策の推進に際し、地域実態の把握や、具体的施策の検討に当たって情報交換や協議を行ってきた団体（対応団体）は、次の3団体です。

この他にも、たくさんの団体があり、意図的に紛らわしい団体名を使う団体もあります。不明な点がありましたら、団体名、氏名（フルネーム）を確認のうえ、神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課〔045-210-3637〕まで、お問合せください。

（平成31年4月現在）

| 団体名  | 全日本同和会<br>神奈川県連合会<br>（同和会・県連）                              | 部落解放同盟<br>神奈川県連合会<br>（解放同盟・県連）                          | 神奈川県地域人権<br>運動連合会<br>（神権連）                         |
|------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 全国組織 | 全日本同和会                                                     | 部落解放同盟中央本部                                              | 全国地域人権運動総連合                                        |
| 所在地  | 〒258-0017<br>足柄上郡大井町西大井 266                                | 〒258-0112<br>足柄上郡山北町岸 1149                              | 〒257-0031<br>秦野市曾屋 5705                            |
| 主な役員 | （会長）<br>桑原 正則<br>（副会長）<br>三川 優<br>（事務局長兼組織部長兼統制部長）<br>関 寅明 | （執行委員長）<br>三川 哲伸<br>（副執行委員長）<br>中村 彰信<br>（書記長）<br>藤原 輝夫 | （事務局長）<br>長嶋 茂<br>（副委員長）<br>佐野 弘子<br>（書記長）<br>長嶋 茂 |